講習機関になろうとするみなさまへ

# 貨物"軽"自動車運送事業者に対し、講習の受講が義務付けられたことに伴い講習機関の登録が開始されます

貨物軽自動車安全管理者講習機関、貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録を希望される場合、本資料を確認の上、申請を行ってください。

## 貨物軽自動車安全管理者講習等とは？

- 貨物軽自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う**「貨物軽自動車安全管理者」**を営業所ごとに1人選任しなければなりません。
- 貨物軽自動車安全管理者は、**次の2つの講習**を、国土交通大臣の登録を受けた講習機関で受講しなければなりません。



**➡貨物軽自動車安全管理者が受講する必要のある、以下の2つの講習のことです。**

| | |
|---|---|
| **①貨物軽自動車安全管理者講習** | 貨物軽自動車安全管理者の**選任にあたり受講** |
| **②貨物軽自動車安全管理者定期講習** | **選任後2年ごと**に受講 |

## 貨物軽自動車安全管理者講習等の概要

**貨物軽自動車安全管理者講習等で扱うべき講習内容及び実施時間**

| 講習項目 | 貨物軽自動車安全管理者講習 | 貨物軽自動車安全管理者**定期**講習 |
|---|---|---|
| ① **自動車運送事業、道路交通等に関する法令** | ・貨物自動車運送事業法、安全規則<br>・道路運送車両法<br>・自動車点検基準<br>・自動車事故報告規則 | ・道路交通法<br>・労働基準法<br>・その他関連する政令、省令、告示及び通達 |
| ② **運行管理の業務に関すること** | ・貨物軽自動車安全管理者制度の趣旨及び内容並びに安全規則に基づく運行管理の実務 | ・最新の情報に基づく運行管理の実務 |
| ③ **自動車事故防止に関すること** | ・飲酒運転防止、労務管理、健康管理等に関する基礎知識 | ・事故事例に基づく事故防止対策 |
| ④ **修了試問及び補習** | ・講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかったものに対する補習 | |
| 実施時間 | 1～4について**合計5時間以上** | 1～4について**合計2時間以上** |

- 講習は、左表の内容と実施時間を満たす必要がある他、実施機関は裏面の要件を満たす必要があります。
- 貨物軽自動車安全管理者講習、貨物軽自動車安全管理者定期講習を実施するには、それぞれ機関としての登録が必要です。
- 講習の実施は、対面またはオンラインで実施可能ですが、オンラインの場合は別途機器の要件等を満たす必要があります。



## 申請方法

**STEP 01　書類の準備**

申請には、**①申請書②添付資料**を準備ください。
2つの講習を実施する場合、申請は2種類必要です。
また、裏面に記載の要件を満たす必要があります。

**STEP 02　申請**

必要書類を下記までご提出ください。

提出先：委託事業者（株式会社野村総合研究所）
mlit_keikamotsu_koushu_fy2024@nri.co.jp

**STEP 03　審査・登録**

国土交通省にて書類の確認・審査を行い、要件を満たすことが確認された後、貨物軽自動車安全管理者講習機関として登録されます。

**STEP 04　登録免許税の支払い**

登録された後、9万円の登録免許税をお支払いください。

**①申請書の記載事項**

- 名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名
- 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 講習事務の開始の予定日

**②添付資料及び記載事項**

**1.申請者に関する書類**

①法人：定款／登記事項証明書及び講習事務に関する組織図／役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

②個人：住民票の写し若しくは個人番号カード（表面）の写しまたはこれらに類するものであって、氏名及び住所を証明する書類／履歴を記載した書類

**2.貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材を用いて講習を行うことを証する書類**

**3.貨物軽自動車安全管理者講習の講師が条件に適合することを証明する書類**

**4.貨物軽自動車安全管理者講習の講師の氏名、担当科目及び専任または兼任の別を記載した書類**

**5.登録を受ける者が欠格要件を満たさないことを示す書類**

**6.講習事務の実施に関する規程（講習事務規程）**

※貨物軽自動車安全管理者定期講習機関として登録を申請する際には、上述の「貨物軽自動車安全管理者講習」を「貨物軽自動車安全管理者定期講習」に読み替えて申請してください。裏面の記載についても同様に読替えたうえでご覧ください。

国土交通省

# 登録講習機関の主な要件

## 実施機関の要件

**貨物軽自動車安全管理者講習機関として登録されるためには、下記の要件を満たす必要があります。**

① 貨物自動車運送事業法に係る違反をし、罰金以上の処分に処せられ、その執行が終わってから2年を経過しない者でないこと

② 貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録を取り消され、その取り消しから2年を経過しない者でないこと

③ 法人の場合、その役員のいずれかに、過去2年間に講習事務に関し不正行為を行った者や貨物自動車運送事業法に係る違反に対する処分の執行が終わってから2年を経過しない者がいないこと

## 講師の要件

**貨物軽自動車安全管理者講習の講師を務める者は、下記の要件を満たす必要があります。**

① 18歳以上であること

② 過去2年間に講習事務に関し不正行為を行った者でなく、貨物自動車運送事業法に係る違反に対する処分の執行が終わってから2年を経過しない者でないこと

③ 運行管理者証の交付を受けており、1年以上運行管理者として職務を行った経験を有する若しくは講師に対する研修*を修了している者

*貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領別表第2参照



## 貨物軽自動車安全管理者講習機関の実施事項

| 実施時期 | 実施項目 | 実施内容 |
|---|---|---|
| 登録～講習実施前 | 講習事務規程の作成 | 講習の実施方法、料金その他国土交通省令で定める事項**を定めた講習事務の実施に関する講習事務規程を定め、届け出ること。<br>**講習の日程や公示の方法、講習に必要な書籍や教材、修了証明書の発行、秘密保持、帳簿に関する事項 等 |
| | 帳簿の備え付け | 講習事務について、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項***を記載の上、保存すること。<br>***講習の料金の収納、受講の申請の受理、修了証明書の発行、講習の実施状況に関する事項　等 |
| | 講師への研修実施 | 講師として選任するものに対し、少なくとも年1回、研修を実施すること。 |
| 講習実施前 | 受講者の本人確認 | 運転免許証、個人番号カードその他の書類により、講習を受講しようとする者であることを確認すること。 |
| 講習実施後 | 記録簿の作成・保存 | ①講習の実施日時及び項目②講師以外の者が補助者として講習を実施した場合にあっては、当該者の氏名を記録した記録簿を作成し、少なくとも10年保存すること。 |
| | 修了証明書の発行 | 修了者の氏名、修了年月日、講習の実施機関の名称、修了番号を記載した修了証明書を交付し、受講者の修了の証明を行うこと。<br>また、その再交付の申請があったときは、再交付すること。 |
| | 修了者台帳の作成・保存 | 講習を修了した者について、氏名、生年月日、修了番号並びに修了年月日を記載した修了者台帳を作成し、講習実施日から少なくとも10年保存すること。 |
| 随時 | 照会への回答 | 受講者から受講履歴の証明の申請があったときは、修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うこと。また、受講者が所属する貨物軽自動車運送事業者からの修了試問の結果に関する照会に対して速やかに回答すること。 |
| | 講習に関する情報提供 | 運輸監理部長又は運輸支局長の求めに応じて、講習の実施の状況に関して必要な情報の提供を速やかに行うこと。 |
| 毎年 | 講習及び研修の報告 | 毎年度5月31日までに、前年度の講習の実施結果及び講師の研修に関する報告を、国土交通大臣に提出すること。 |
| | 財務諸表等の備え付け | 毎会計年度終了後3か月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書または収支計算書、事業報告書を作成し、5年間事務所に備え置くこと。 |
| 3年ごと | 登録の更新 | 貨物軽自動車安全管理者講習機関としての講習事務を、登録後3年以降も実施する場合は、3年ごとに登録の更新を受けること。 |




**［お問い合わせ先］**

株式会社野村総合研究所 社会システムコンサルティング部（委託事業者）

メール：mlit_keikamotsu_koushu_fy2024@nri.co.jp

電話番号：080-5457-1542（平日 09:30～17:30）

対応期間：令和９年3月31日まで

※電話は混み合う場合がございますので極力メールにてお問い合わせください

国土交通省

詳細はこちら
（順次掲載予定）